

神戸市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第62号

神戸市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年3月規則第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（延滞金の減免）</u></p> <p><u>第3条 条例第7条第2項において準</u> <u>用する神戸市市税条例（昭和25年8</u> <u>月条例第199号）第13条第5項の規定</u> <u>による延滞金の減額又は免除は、そ</u> <u>の申請があった場合において、次の</u> <u>各号のいずれかに該当し、納期限を</u> <u>経過したことについて市長がやむを</u> <u>得ないと認める事情があるときに限</u> <u>り、行うことができる。ただし、公</u> <u>売処分又は交付要求によって保険料</u></p>	

を徴収するときは、この限りでない。

(1) 条例第3条に規定する被保険者

(以下、単に「被保険者」という。)

が震災、風水害、落雷、火災その

他これらに類する災害を受け、又

は資産を盗まれたとき。

(2) 被保険者がその事業又は業務に

ついて甚大な損失を生じたとき。

(3) 被保険者がその事業又は業務を

休止し、又は廃止したとき。

(4) 被保険者又は同居の親族が疾病

にかかり、又は死亡したため多額

の出費を要し、生活が困難である

と認められるとき。

(5) 被保険者が失業し、生活が困難

であると認められるとき。

(6) 被保険者が生活保護法（昭和25

年法律第144号）の規定による扶助

を受けているとき。

(7) 被保険者の責めに帰さない事由

により保険料の賦課の事実又は督

促状送達の実事を知ることができ

ない場合であって、送達場所に納

付を処置する者がいないため納付

ができなかったとき。

(8) 被保険者が保険料の賦課に関し

審査請求をした結果、賦課額が変

更された場合又は減額若しくは免

除が認められた場合において、審査請求書又は減免申請書を兵庫県後期高齢者医療審査会長又は兵庫県後期高齢者医療広域連合長に提出した日から裁決書の送達を受けた日又は減額若しくは免除を受けた日後20日までの期間に対する延滞金の納付をしていないとき。

(9) 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第25号）第19条の規定による徴収猶予を受けたとき。

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

2 前項の規定により延滞金の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該申請書の提出又は証明のための書類の添付について、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 被保険者の住所及び氏名

(2) 当該延滞金に係る保険料の年度及び期別

(3) 減額又は免除を受けようとする理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

第4条～第6条 [略]

第3条～第5条 [略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の神戸市後期高齢者医療に関する条例施行規則の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。